

資料 2 - 4

有料放送の視聴データの取扱いの現状と 今後の方向性について

2021年5月17日
一般社団法人衛星放送協会

1. 視聴者と有料放送事業者との契約関係
2. 有料放送事業者のデータ利用の目的
3. 放送分野の視聴データ活用とプライバシー保護
4. 放送分野ガイドラインやSARC指針等に対する要望

1. 視聴者と有料放送事業者との契約関係

視聴者との契約関係

① 視聴者と放送事業者が直接契約(B to C)

✓ WOWOW

wowow衛星有料放送サービス約款https://www.wowow.co.jp/term/term_digital.html

② 放送事業者は、プラットフォームに業務委託。

プラットフォームが、視聴者と契約(B to B to C)

✓ 他の有料放送事業者

プラットフォーム

・スカパーJSAT・ケーブルテレビ・IP放送(アイキャスト・KDDI)

スカパーJSATの場合

① 有料契約約款

- ・スカパー！有料放送契約約款
- ・スカパープレミアムサービス有料放送契約約款 <https://www.skyperfectv.co.jp/top/legal/yakkan/>

② 有料放送契約約款以外

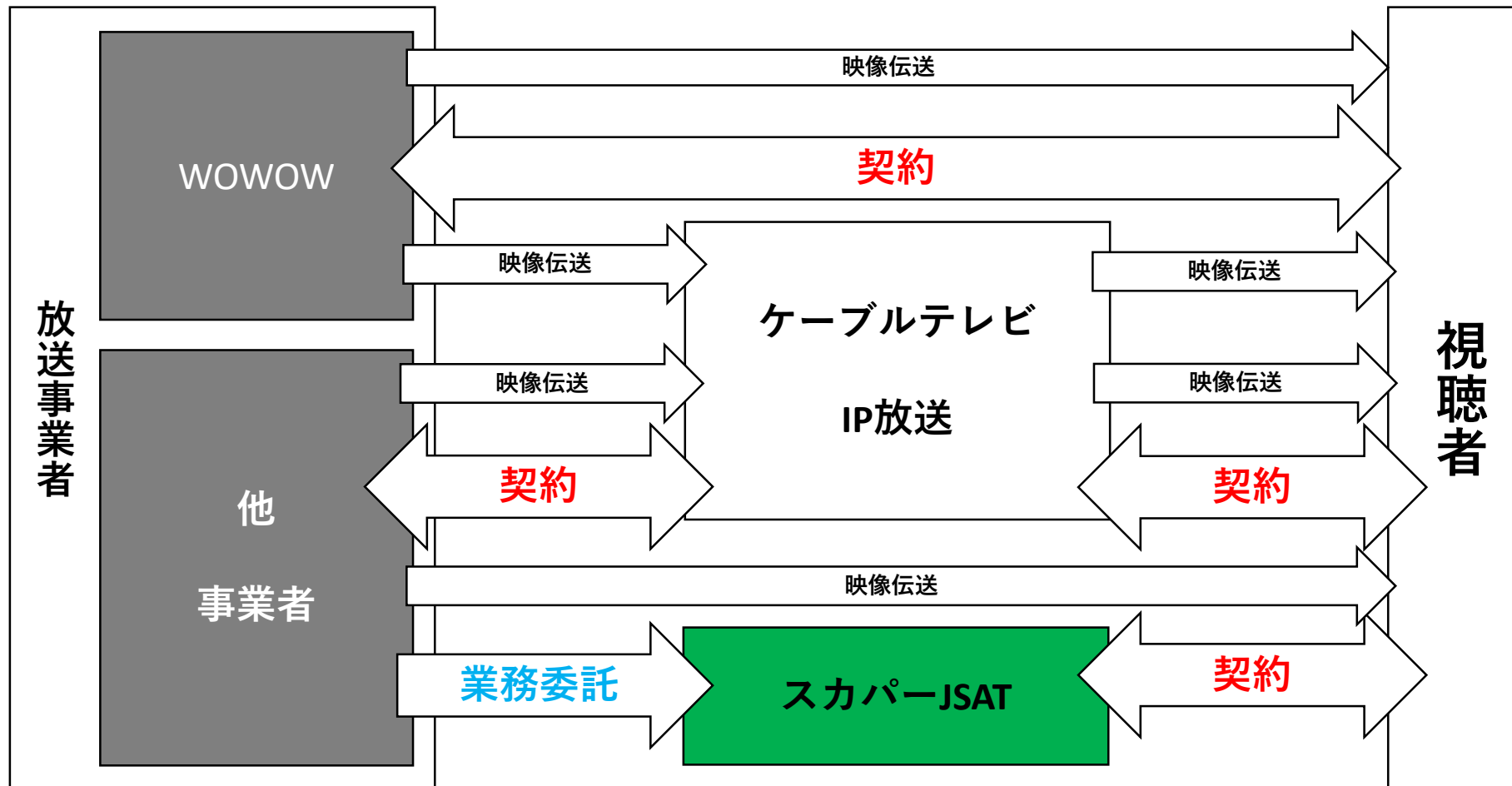
- ・スカパーJSAT(株) 衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン
https://www.skyperfectjsat.space/files/pdf/pdf_securitypolicy_01.pdf

③ 視聴データ利用規約

- ・スカパー！テレビサポーター利用規約 [https://www.skyperfectv.co.jp/service/tvsupporter/kiyaku/...](https://www.skyperfectv.co.jp/service/tvsupporter/kiyaku/)
- ・スカパー！オンデマンド利用規約 https://vod.skyperfectv.co.jp/feature/legal_terms/index.html

1. 視聴者と有料放送事業者との契約関係

「B to C」と「B to B to C」



(1) 顧客マーケティングでの利用

- 加入者拡大に向けた施策
- 視聴契約維持に向けた施策

(2) 広告営業や広告配信での利用

■ 視聴データ活用目的

- ・特定視聴履歴 : 各種モデル/エンジンの教師データとして活用。1to1コミュニケーション（利用規約※1範囲）も可能。
- ・非特定視聴履歴 : 推計モデルにて加工した後に、広告配信用のシードとして活用。統計データにて可視化も行う。

■ 視聴データ取得方法

- ・特定視聴履歴 : BML処理（110）とSTBログ（124/128）によるハイブリッド方式※2は、21年9月終了予定。
購入済みメーカーログ内にて、「利用規約※1」によりマーケティング活用許諾を取得する仕組みに移行。
- ・非特定視聴履歴 : メーカーより購入※3。

■ プライバシー保護

- ・特定視聴履歴 : 環境全域にて、仮名加工※4済み視聴ログを用いる。万が一、外部に漏洩したとしても、個人特定は不可。
- ・非特定視聴履歴 : 「特定視聴」領域とは、物理的/運用的に隔離された環境にて活用。モデル/エンジンのみ共用する。
3rdPartyデータ連携においては、突合キーに「IPアドレス」を用い、「推計」粒度にて運用。

■ 改正個人情報保護法対応

視聴データ活用にて体得した“環境/運用分離”ノウハウと、各種推計モデル/エンジンの共用機能を用い、他データ領域においても「特定」「非特定」の環境整備を進行中。

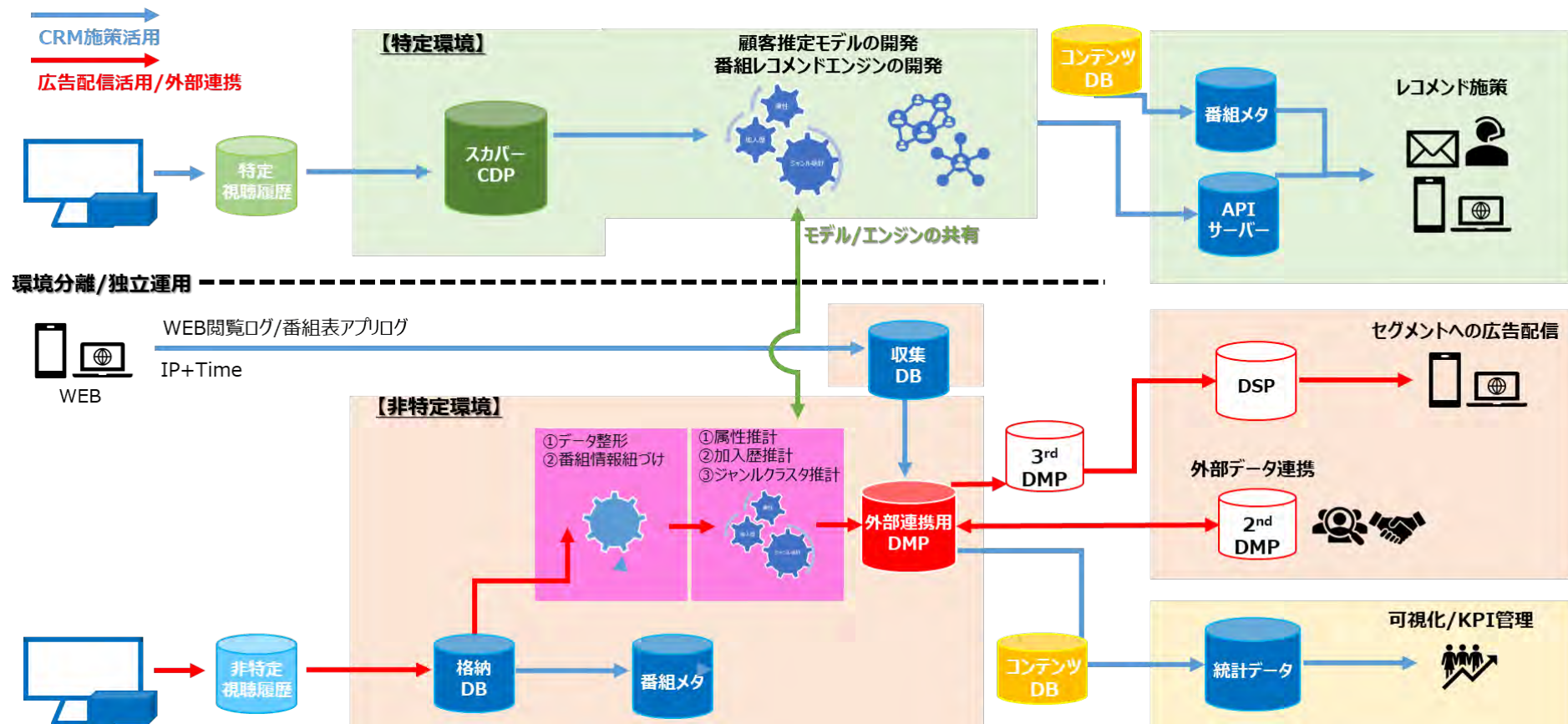
※1：「スカパー！テレビサポーター」規約。3rdParty視聴データ。収集主体はメーカーとなる。

※2：「みてみてサポーター」（2014年～運用中）。1stParty視聴データ。

※3：メーカーにて許諾取得したオプトイン非特定視聴履歴。

※4：データ内の氏名等特定の個人を識別できる情報を削除、又は他の情報に置き換えること。

ご参考: 視聴データ活用基盤概要



4. 視聴履歴の取得方法

当社は、原則1日毎に東芝映像ソリューションから、通信回線経由で以下の情報を取得し、当該情報をMyスカパー!IDと紐づけることにより、視聴履歴を取得いたします。

- ・東芝識別符号
- ・番組視聴情報
- ・利用者のTimeOnの許諾・非許諾情報
- ・TimeOnの利用者アンケートの回答(視聴スタイル、性別、年代など)
- ・IPアドレス
- ・利用者が設定した地域、郵便番号上3桁などの情報
- ・録画機能のご利用有無
- ・画面サイズ
- ・TVモデル名
- ・外部入力および映像配信サービスの利用状況
- ・TimeOnでの広告閲覧状況
- ・電源がオンになっていた時間

これらの情報を東芝映像ソリューションから取得するにあたり、テレビサポーター登録について同意した日以前の利用者の情報についても取得いたします。

5. 視聴履歴の取扱いについて

当社は、取得した視聴履歴を利用者のスカパー!放送サービスの契約情報と突合等することにより、以下の通り利用いたします。本機器を世帯で共有している利用者に関しては、世帯の皆さまの視聴履歴を保存し、利用することになります。利用者は、必ず世帯の皆さまの了解を得た上で本規約に同意いただくものとします。

- (1) 視聴履歴の取扱いの主体
スカパー!JSAT株式会社

- (2) 視聴履歴の利用目的
- ・スカパー!関連サービスの動向・情報提供
 - ・スカパー!サービスの改善および新たなサービス等の検討開発
 - ・各種統計データの作成、販売
 - ・第三者提供および販売
 - ・利用者に対する特典等の提供
 - ・視聴履歴に応じた各種キャンペーン・商品・サービス等の提供

- (3) 視聴履歴の保存期間
視聴履歴の保存期間は取得後7年以内とし、保存期間終了後は速やかに消去いたします。なお、「テレビサポーター登録の解除」、「Myスカパー!サービスの解約」、「スカパー!オンデマンドサービスの退会(スカパー!ネット会員退会)」、「TimeOnの『ネットワークサービス利用設定』または『個別利用情報の第三者提供』のいずれかの設定が「同意しない」とされた場合には、視聴履歴の取得は停止されますが、それ以前に取得いたしました視聴履歴は上記のとおり保存期間を定め安全に管理いたします。

- (4) 利用者によるテレビサポーター登録の解除
利用者は、本規約に同意し、テレビサポーター登録された後でも、本機器上のスカパー!オンデマンドアプリ設定画面からテレビサポーター登録の状態を確認し、いつでも同画面から「テレビサポーター登録を解除する」設定に変更することが可能です。

- (5) 当社によるテレビサポーター登録の解除
- ・TimeOnの「ネットワークサービス利用設定」または「個別利用情報の第三者提供」のいずれかの設定が「同意しない」とされた場合、テレビサポーター登録を解除いたします。
 - ・スカパー!オンデマンドサービスを退会された場合は、テレビサポーター登録を解除いたします。
 - ・利用者のテレビサポーター登録の利用方法について不適切であると合理的判断をした場合においてテレビサポーター登録を解除することがあります。

- (6) ご注意
- ・本規約にご同意いただけない場合でも、スカパー!関連サービスをご利用いただけます。
 - ・第3号の視聴履歴の取得を停止する条件を満たした場合でも、実際に反映されるまで数日間かかる場合があります。
 - ・テレビサポーター登録解除後であっても、解除前に取得した第4項に定める情報に関しては個人を特定しない形で統計・分析のみに使用する場合があります。
 - ・スカパー!放送サービスを解約された場合でも、テレビサポーター登録の状態は変更されません。
 - ・テレビサポーター登録は、機器ごとに管理されていますので、ご利用の機器ごとに登録および解除を行なう必要があります。
 - ・本機器を譲渡される場合は、利用者がテレビサポーター登録の解除を行なう必要があります。譲渡後に、テレビサポーター登録の解除を申し出る場合は第6項記載の相談窓口にお問合せください。また、被譲渡者は第5項第4号記載の方法により、テレビサポーター登録を解除することが可能です。
 - ・当社が利用者の視聴履歴を分析することにより、要配慮個人情報(本人の年齢、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等、その取り扱いに特に配慮を要する個人情報)の推知を行なうことはありません。

■「スカパー！みてみてサポーター」参加条件 ※特定視聴履歴

- ①プラットフォーム加入のお客様
- ②受信機をインターネット回線に常時接続されているお客様
- ③視聴情報収集にご同意頂いたお客様

【スカパー！サービスの場合】

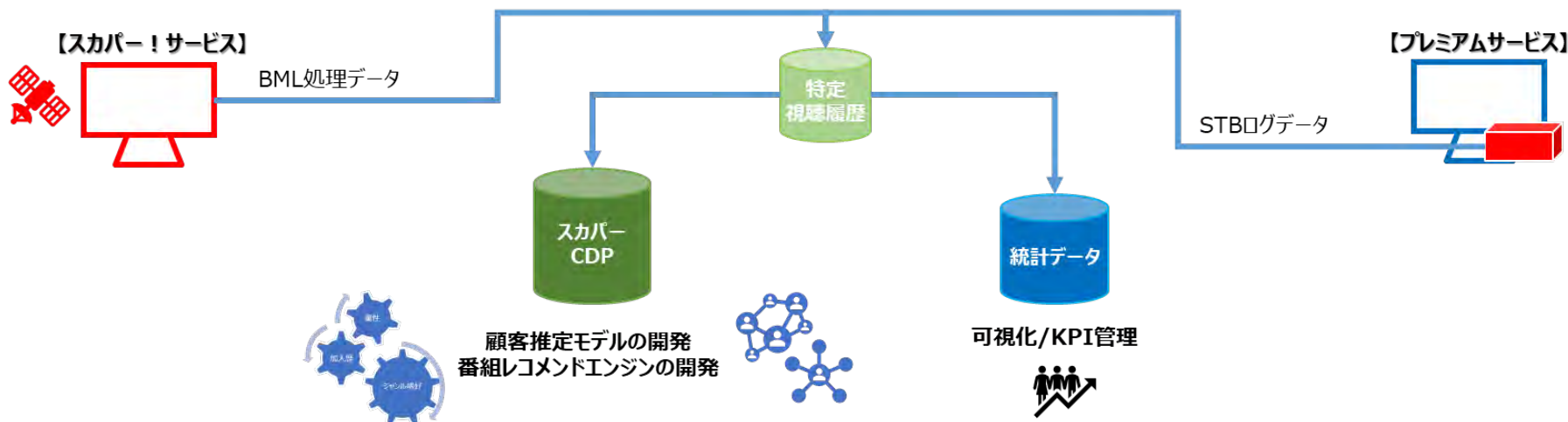
データ放送受信機能をもつ3波共用テレビ・レコーダー等の受信機で視され、受信機をインターネット接続されているお客様。

【同意フロー】データ放送画面上にて、本調査の詳細内容を告知。ご承諾の上で参加意思確認。

【プレミアムサービスの場合】

視聴情報収集に対応した該当機種種のSTBで視聴され、受信機をインターネット接続されているお客様。

【同意フロー】チューナー画面上にて、本調査の詳細内容を告知。ご承諾の上で参加意思確認。



■ 「個人関連情報」と非特定視聴履歴が結びつく場合の第三者提供に関する本人の同意に関する主体について

改正個人情報保護法では「提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される『個人関連情報』の第三者提供については、本人の同意が得られていること等の確認を義務付ける。」としているが、提供元が同意取得を提供先に代わって代行することを認めるという一連の議論もある中で、個人関連情報のみならず、非特定視聴履歴に結び付く場合の対応も同様に、提供元において第三者の同意を取得できるとすべき。

■ 改正個人情報保護法漏えい等が発生し、個人の権利権益を害するおそれがある場合に個人情報保護委員会への報告が義務付けについて

SARC への報告と、個人情報保護委員会への直接報告の両方が必要になるのか、SARC への報告だけでいいのかについて、明確にしていきたい。

仮に前者である場合、

放送局から個人情報保護委員会への直接報告が必要になるならどんな場合なのかについて明確にする必要があると考える。出来るだけ手続きの簡略化を要望。

- 「視聴履歴ではない視聴関連個人情報」と「視聴履歴」の境界と「非特定視聴履歴ではない非特定視聴関連情報」と「非特定視聴履歴」の境界について
検討会開催要項の主な検討事項の改正個人情報保護法を受けた主な検討事項の(2)提供先で個人データとなることが想定される個人情報にある、SARC指針で定義されている「視聴関連情報」、「非特定視聴関連情報」、「非特定視聴履歴」と改正個人情報保護法で追加された「個人関連情報」の関係性を整理し、新たな放送分野ガイドラインで規定する事項とSARC指針で規定する事項について、わかりやすく規定されることを要望します。
- 放送局のOTT サービスの個人情報の相談・事故報告の窓口について
SARC が、放送局のOTTサービス(放送・配信両方の利用者、配信のみの利用者)の個人情報の相談・事故報告も対象にしてるのか。
また対象としていない場合は、
OTTサービスにおける各種の相談や事故報告について明確にする必要があると考える。
窓口は、複数よりは、一か所であることが望ましい。